

当法人元従業員に対する解雇および首都圏なかまユニオンとの係争案件について

当法人は、職員や利用者の安全を十分に確保するため、平成 29 年頭に、多くの入所者がいる施設について職員には連続夜勤シフトを認めない方針を採ることに決め、実際のシフトもそのように組むようにしました。しかし、当時当法人の期間契約職員として勤務していた I 氏はこれに従わず、連続夜勤シフトに固執し、業務命令に反して欠勤を繰り返したため、当法人はやむなく平成 29 年 7 月 20 日に解雇いたしました。

I 氏はその後、この解雇やその交渉過程を違法なものであるとして、さいたま地方裁判所に提訴しました。また I 氏が加入していた労働組合首都圏なかまユニオンも、この解雇や当法人による団体交渉等が、同ユニオン組合員に対する不利益取扱いであり、また組合への支配介入をするための不当労働行為である等として、東京都労働委員会に救済命令を申し立てました。

上記裁判については、さいたま地方裁判所の判決を経て、令和 2 年 1 月 15 日に東京高等裁判所で判決があり、当法人による I 氏に対する解雇は合法有効なものであること、交渉過程についても特に違法性は認められないとの認定がなされました。

上記高等裁判所の判決より前である令和元年 12 月 17 日に判断された東京都労働委員会においても、I 氏の解雇の不当労働行為性を否定する判断がなされました。

他方で、この東京都労働委員会の判断においては、当法人が I 氏に対して送付した文書の一部の文言が組合に対する支配介入や正当な理由のない団体交渉拒否に当たるものとされました。これら東京都労働委員会の判断は、令和 2 年 1 月 15 日付けの東京高等裁判所の判断と反するものですので、当法人はこの判断については、東京地方裁判所に取消訴訟を提起する予定にしております。

上記が当該案件についての事実経緯となります。一部誤った情報が流布されておりますので、皆様に正確に把握いただきたくここにお知らせする次第です。

当法人は引き続き、関係法令に則り、適切な労務管理の実施をしつつ、質の高い福祉サービスの提供に努めてまいりますのでよろしくご理解いただきますようお願いいたします。

令和 2 年 3 月 2 日

社会福祉法人新
理事長 阿部広治